

## 議第24号

### 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センター（法第5条第26項に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）の設備および運営に関する基準（次条において「基準」という。）について定めるものとする。

(設備および運営に関する基準)

第2条 法第80条第1項の条例で定める基準は、別表のとおりとする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 地域活動支援センターの設置者（以下「設置者」という。）は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進を図り、日常生活に必要な便宜を適切かつ効果的に提供すること。
- 2 地域活動支援センターの規模は、10人以上の人員が利用できるものとする。
- 3 設備
  - (1) 設置者は、創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進等ができる場所ならびに便所を設けること。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。
  - (2) 設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
    - ア 創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進等ができる場所には、必要な設備および備品を備えること。

イ 便所は、利用者の特性に応じたものとする。

#### 4 職員

- (1) 設置者は、地域活動支援センターの長（以下「施設長」という。）および指導員を置くこと。
- (2) 指導員の数は、2人以上とすること。
- (3) 施設長は、障害者および障害児の福祉の増進に熱意を有する者であって、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有するものとする。
- (4) 設置者は、地域活動支援センターにおける主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置する場合には、主たる事業所および従たる事業所の職員のうち、それぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所または従たる事業所の職務に従事する者とする。

#### 5 サービスの提供

- (1) 設置者は、利用定員を超えて地域活動支援センターを利用させないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 施設長は、サービスを提供したときは、その都度、当該サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を記録すること。

#### 6 利用者等に求めることができる金銭の支払の範囲等

- (1) 設置者は、利用者またはその保護者（以下「利用者等」という。）に対し、次のいずれにも該当する金銭以外の金銭の支払を求めないこと。
  - ア 当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであること。
  - イ 当該利用者等に支払を求めることが適当であるものであること。
- (2) 設置者は、前号の規定により金銭の支払を求めるときは、次に掲げる事項を記載した書面を利用者等に交付するとともに、その内容を説明し、当該利用者等の同意を得ること。
  - ア 当該金銭の使途および額
  - イ 当該利用者等に金銭の支払を求める理由

#### 7 生産活動

- (1) 施設長は、次に掲げるところにより、生産活動の機会を提供すること。
  - ア 地域の実情ならびに製品およびサービスの需給状況等を考慮するよう努めること。
  - イ 生産活動に従事している利用者の作業時間、作業量等が当該利用者にとって過重な負担とならないよう配慮すること。
- (2) 施設長は、生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に要した経費を控除した額に相当する金額の工賃を支払うこと。

#### 8 運営規程の整備

- (1) 設置者は、地域活動支援センターの運営に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 地域活動支援センターの目的および運営の方針

イ 職員の職種、員数および職務の内容

ウ 利用定員

エ 提供するサービスの内容ならびに利用者等から受領する費用の種類およびその額

オ 地域活動支援センターの利用に当たっての留意事項

カ 非常災害対策

キ 虐待の防止のための措置に関する事項

ク その他地域活動支援センターの運営に関する重要事項

#### 9 人権への配慮等

(1) 設置者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供すること。

(2) 設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。

#### 10 衛生管理

(1) 設置者は、利用者の使用する設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。

(2) 設置者は、当該地域活動支援センターにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

#### 11 非常災害対策

(1) 設置者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成すること。

(2) 施設長は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備すること。

(3) 施設長は、第1号の計画ならびに前号の通報および連絡の体制を定期的に職員に周知すること。

(4) 施設長は、定期的に避難および消火に関する訓練を行うこと。

(5) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

#### 12 記録の整備

(1) 設置者は、設備、職員および会計に関する記録を整備すること。

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存すること。

ア 第5項第2号の規定によるサービスの提供の記録

イ 第14項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

ウ 第15項第2号の規定による苦情の内容等の記録

#### 13 秘密保持

(1) 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさないこと。

(2) 設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。

#### 14 事故発生時の対応

(1) 設置者は、利用者へのサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、当該利用者の家族、県および市町に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

(2) 設置者は、前号の事故の状況および当該事故に際して講じた措置を記録すること。

(3) 設置者は、利用者へのサービスの提供により事故が発生し、賠償すべき損害が生じたときは、速やかにその損害を賠償すること。

#### 15 苦情への対応

(1) 設置者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。

(2) 設置者は、前号の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録すること。

(3) 設置者は、その提供したサービスに関し、県または市町から指導または助言を受けたときは、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。

(4) 設置者は、県または市町から求めがあったときは、前号の改善の内容を県または市町に報告すること。

(5) 設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力すること。

16 設置者は、市町、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めること。